

研究費等の不正使用、研究不正行為に関する防止規程

(目的)

第1条 この規程は、ダイヤ高齢社会研究財団（以下、「本財団」という）が行う研究活動における不正行為を防止するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、資金配分主体が、広く研究開発課題を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金の他、寄付金、民間等との共同研究、受託研究、受託事業および共同事業に活用される資金を指す。

2 この規程において「不正行為」とは次の各号に該当するものをいう。ただし、過誤など故意に基づかない行為、意見の相違ならびに当該研究分野の一般的慣行にしたがって取り扱った行為は、原則として「不正行為」には該当しないものとする。

ア. 研究費の不正使用（以下、「研究費不正」という）

研究費等に関して、架空取引による預け金、カラ出張によるカラ謝金、書類改ざんによる金銭の取得など、本来の目的を逸脱した経費の支出、事実と異なる用途の報告およびこれらに準ずる行為。

イ. 捏造（以下、オマデを「研究不正」という）

研究活動において存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ウ. 改ざん

研究活動において研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

エ. 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること。

オ. その他

同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサリングなど。

(最高管理責任者)

第3条 本財団における研究活動の不正行為防止および対応に関する最高管理責任者は理事長とする。

2. 最高管理責任者は、不正行為防止のための基本方針（以下、基本方針という）を策定するとともに、次条に定める統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究活動を管理できるようリーダーシップを発揮しなければならない。

（統括管理責任者）

第4条 最高管理責任者を補佐し、本財団全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、常務理事をもって充てる。

2. 統括管理責任者は、不正防止対策の組織縦断的な体制を統括する責任者で、基本方針に基づき、本財団全体の具体的な対策を策定・実施する。実施状況を確認するとともに、その状況を最高責任者に報告する。

（コンプライアンス推進責任者）

第5条 研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者としてコンプライアンス推進責任者を置き、事務局長をもって充てる。

2. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、
- ア. 本財団における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - イ. 不正防止を図るため、本財団内の公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - ウ. 本財団において、構成員が、適切に競争的資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

（コンプライアンス委員会）

第6条 最高管理責任者の下に、不正防止計画および計画を推進するコンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）を置く。コンプライアンス委員会の役割・権限等は「コンプライアンス規程」に定める。

（不正に関する情報伝達の体制）

第7条 最高管理責任者は、本財団における不正行為に関する通報に対応するため、次の各号に係る体制を整備するものとする。

- ア. 本財団内外からの告発等の通報を受け付ける窓口を設置し、その運用に関して必要な事項を定める。
- イ. 不正行為に関する通報者が不利益な取扱いを受けないよう、通報者を保護する仕組みを整備し、その運用に関して必要な事項を定める。

(不正行為の疑いのある案件の調査等)

第8条 最高管理責任者は、監査または通報等により発覚した不正行為が疑われる案件に対応するための体制を整備し、その運用に関して必要な事項を定めるものとする。

2 研究者は、不正行為が疑われる案件に対する調査にあたっては、当該研究が適正に行われたことを示す具体的根拠となる証票等を提示しなければならない。

3 最高管理責任者は、研究に係る記録・データおよび研究費の使用に係る証票等の保存等に関して必要な事項を定めるものとする。

(不正に関与した者への対応)

第9条 最高管理責任者は、現に不正行為の事実が認められた場合の対応に関して必要な事項を定めるものとする。

(監査・モニタリングの体制)

第10条 委員会は、次の各号に沿って監査およびモニタリングを実施するものとする。

2 会計書類上の監査の他、経理処理等の体制不備の検証や必要に応じて関係者へのヒアリング等も行う。

3 関係部署、会計監査法人等と連携し、不正の未然防止のため適宜検証を行うものとする。

4 監査の実施に当たって、監査内容を随時見直し、効率化・適正化を図るものとする。

5 監査結果についてとりまとめ、適時、財団内に周知し、その有効利用を推進するものとする。

(不正行為の通報受付)

第11条 不正行為に係る内外からの通話の窓口は事務局とする。具体的な事項は別に定める。

(懲戒処分)

第12条 不正行為を行った職員の懲戒処分に関しては、就業規則、懲戒規程、懲戒手続規程等に基づき適切に対応する。

(不正な取引に関与した業者への対応)

第13条 不正な取引に関与した業者に対しては、別に定める規程にもとづき取引停止等の措置を講じる。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、不正行為に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第15条 この規程の重要事項の改廃は、理事会の協議を経て理事長の決裁により行ない、通常事項の改廃は、理事長の決裁により行う。

(附則)

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

2018年1月1日改正